

第2号様式

暴力団等の認定及び資料の作成について（概要）

（令和4年12月5日 鹿組対第2189号）

本通達は、認定した暴力団、暴力団員及び暴力団準構成員等の認定及び資料の作成について、必要な事項を定めたものである。

本通達の主な内容は

- 暴力団等の認定要領
- 資料の作成

等である。